

○国土交通省令第五十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二十九条の八の規定に基づき、船舶設備規程及び船舶安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶設備規程及び船舶安全法施行規則の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三号表の(三)屋根試験の項の表中「三〇〇キログラム」を「三〇〇キログラムの質量に重力加速度を乗じた値」に改め、同表の(四)床試験の項の表中「五、四六〇キログラム」を「五、四六〇キログラムの質量に重力加速度を乗じた値」に、「重量」を「質量」に改め、同表備考1を次のように改める。

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 最大総重量 船舶安全法施行規則第五十五条の二第二号に規定する最大総質量に、重力加速度を乗じたものをいう。
 - 二 自重 コンテナの質量に、重力加速度を乗じたものをいう。

三 最大積重ね荷重 船舶安全法施行規則第五十六条の四第一項に規定する最大積重ね質量に、重力加速度を乗じたものをいう。

四 最大積載重量 船舶安全法施行規則第五十五条の二第二号に規定する最大積載質量に、重力加速度を乗じたものをいう。

(船舶安全法施行規則の一部改正)

第二条 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の二第二号中「の総重量」を「の総質量」に、「自重」を「当該コンテナの質量」に、「最大総重量(最大積載重量)」を「最大総質量(最大積載質量)」に改める。

第五十六条の四第一項中「最大総重量」を「最大総質量」に、「最大積重ね荷重」を「最大積重ね質量」に、「負荷される荷重」を「負荷される質量」に、「ラッキング試験荷重値」を「横手方向ラッキング試験荷重値」に改め、同条第三項中「最大総重量、最大積重ね荷重及びラッキング試験荷重値」を「最大総質量、最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値」に改める。

第五十八条の四中「最大総重量」を「最大総質量」に改める。

第五十九条の二第二項中「最大積載重量を超える総重量」を「最大積載質量を超える総質量」に、同条第三項中「最大積重ね荷重」を「最大積重ね質量」に、「超える荷重」を「超える質量」に改める。

第二十二号の五様式を次のように改める。

第22号の5様式（第56条の4関係）

CSC SAFETY APPROVAL



J - / / /

DATE MANUFACTURED

IDENTIFICATION No.

MAXIMUM OPERATING GROSS MASS

kg lb

ALLOWABLE STACKING LOAD

FOR 1.8g

kg lb

TRANSVERSE RACKING TEST FORCE

newtons

ONE DOOR OFF:

ALLOWABLE STACKING LOAD

FOR 1.8g

kg lb

TRANSVERSE RACKING TEST FORCE

newtons

FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE

- (注) 1 安全承認板は、耐久性、耐食性及び耐火性を有する方形の板とすること。
- 2 縦は100ミリメートル以上、横は200ミリメートル以上とすること。
- 3 「CSC SAFETY APPROVAL」の文字の大きさは、それぞれ8ミリメートル以上、他の文字及び数字は、それぞれ5ミリメートル以上とすること。
- 4 船舶設備規程第13号表(7)又は(8)に定める荷重の大きさ以外の荷重の大きさにより端壁

「TRANSVERSE RACKING TEST FOR

ONE DOOR OFF:

試験又は側壁試験を行ったコンテナにあつては、 ALLOWABLE STACKING LOAD

FOR 1.8g kg

TRANSVERSE RACKING TEST FOR

CE

newtons

と「FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE」の間に、それぞれ「E

1b

CE

newtons」

ND WALL STRENGTH」の文字及び第56条の4第1項の規定により指定された端壁強度又は「SIDE WALL STRENGTH」の文字及び同項の規定により指定された側壁強度を標示すること。

5 「FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE」の下には、次回以降の保守点検を行うべき年月を標示できるように適当な余裕を設けること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に製造されたコンテナに現に取り付けられている安全承認板については、第二条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第二十二号の五様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。